神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度を検証し課題の改善について検討するため、神奈川 県公立高等学校入学者選抜制度検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の依頼に応じ、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の検証及び課題の改善に関することについて協議し、その結果について報告する。

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、令和4年6月30日までとする。

(構成員)

- 第5条 協議会は15人以内で構成する。
- 2 構成員は、教育に関する理解と見識を有する者並びに学校及び行政機関の関係者から選定する。
- 3 構成員の選任期間は、会議設置の日から協議会の設置期間満了までとする。ただし、構成員が 欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が構成員のうちから指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第8条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

- 第9条 協議会は、次の上げる事項を記載した議事録を作成して、保管しなければならない。
- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項 (庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育局指導部高校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 協議会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育監が招集する。